



## 「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」での、電気の使用に伴う CO2 排出量算定用の排出係数決まる

2006年4月1日施行予定の「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」における、電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数の見直し案が固まりました。

以前は、一般電気事業者(10電力会社)が供給する電力とそれ以外の電気供給者が供給する電力について、別々の CO2 排出係数が設けられていました。これに対し、

- 電気の使用に係る CO2 排出係数を 2 区分で設定していることは、供給者間の競争環境が失われる懸念がある
- 電気を供給する者が供給する実際の排出係数は、個々にばらつきがあり、2 区分の排出係数はこうした実態に即していない

などの意見が環境省へ寄せられました。

その結果、環境省は見直し案として基本的な考え方を以下のようにまとめ、2006年3月23日に公表しました。

- (1) 自らが消費している電気の排出係数がわからない場合などに一般的に使用できる排出係数としては、電気を供給する者の区別によることなく一律の値とし、0.555kg-CO<sub>2</sub>/kWh とする
- (2) 併せて制定する環境省令・経済産業省令に基づき、一般電気事業者及び特定規模電気事業者について、個別事業者別の係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認した上で、0.555 kg-CO<sub>2</sub>/kWh を下回る係数については公表する仕組みを設ける
- (3) (2)以外であっても、個別事業者別の係数が電気の使用者において把握できる場合には、これを用いて算定を行うことができる

このことにより、電気の使用者は、実際の算定に当たり、

- (1) 0.555kg-CO<sub>2</sub>/kWh を下回る排出係数として個別事業者ごとに公表されるものについては、当該排出係数を用いて算定を行い、
- (2) (1)により排出係数が公表される電気事業者以外の者から供給される電気については、0.555kg-CO<sub>2</sub>/kWh 又は電気の使用者において把握できる係数として適切と認められるものを用いて算定を行うこととしました。

### 【出典】

2006年3月23日

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6982>

資料5 (別紙)電気の使用に係る二酸化炭素の排出係数の見直しについて

[http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=7892&hou\\_id=6982](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=7892&hou_id=6982)

### 【関連リンク】

「地球温暖化対策の推進に関する法律(温暖化対策推進法)」

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10HO117.html>

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について」

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5788>

「地球温暖化対策推進法の成立・改正の経緯」

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keii.html>

お問い合わせ：(株)あらたサステナビリティ認証機構  
〒108-0023  
東京都港区芝浦4丁目2-8  
住友不動産三田ツインビル東館13階  
メールアドレス: as.cert@jp.pwc.com

株式会社あらたサステナビリティ認証機構および株式会社あらたサステナビリティは、環境・サステナビリティ情報のアシュアランスおよびアドバイザーサービスの提供を通じて環境・サステナビリティ・ディスクロージャーの発展を推進することを目的として、30カ国、400名余の専門家から構成される PwC Sustainability Business Solutions Team と連携しながら世界水準のサービスを提供しています。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.